

(5) 震災対応のための労働基準行政の業務体制の確保

ア 労働基準行政への影響（庁舎・設備等の被害状況）

労働局と労働基準監督署の庁舎も、地震・津波の影響を受け、浸水、庁舎損害等の被害を受けたほか、断水や停電、ガス供給停止等の状況が続いた。特に、被害の大きかった太平洋沿岸の釜石署、大船渡署、宮古署は、震災後、しばらく開庁できない状態が続いたが、平成23年4月までに業務を再開した。

また、東電福島第一原発を管轄する福島労働局富岡署は、避難勧告が出されたため、しばらく閉庁した後、いわき市内の仮事務所で業務を再開した。

①岩手局

・釜石署

震災後、電気・水道・ガス・電話が使用不可となり、庁舎2階まで浸水。立入禁止となり、当初、庁舎復旧の見通しは立たなかった。

このため、平成23年3月23日から釜石公共職業安定所を間借りし、職員6名のうち監督課長・労災安衛課長以下3名で業務再開した。平成23年4月28日からは、仮事務所へ移転（移転先：新日本製鐵(株)健康保険組合 釜石支部健康センター 2F）

・大船渡署

震災による庁舎被害、浸水はなかったものの、電気・水道・電話が使用不可となり、数日間開庁できなかった。大船渡公共職業安定所に間借りし、職員5名のうち署長以下2名で23日から業務再開。

平成23年3月28日から仮庁舎にて業務再開

・宮古署

庁舎被害はなかったものの、電気・電話が不通となり、開庁できなかった。

平成23年3月16日から業務再開。

なお、上記の3署では通信手段が携帯電話に限られたり、食料品・ガソリン等の入手が困難、コピー用紙が不足するといった事態に陥った。

さらに、労災保険給付の事務処理のための労災システムへの入力についても、労働局や他監督署の代行入力に対応した。

②福島局

・富岡署

原発事故の避難勧告による閉庁。

平成23年4月1日から、いわき署内に富岡署開設。



釜石監督署（震災後撮影）



釜石監督署署前の店舗

平成 23 年 9 月 1 日から、J Rいわき駅前 Latov ビル 8F に仮事務所移設。



被災地の状況（平成 23 年 3 月 16 日 仙台市若林区荒浜）

イ 被災 3 局（岩手・宮城・福島）の業務体制の確保

①被災 3 局への応援体制の確保

地震・津波等で、特に被害が甚大であった岩手・宮城・福島の各労働局では、震災直後から、（i）各種情報収集、労働相談対応を行う必要があったほか、（ii）遺族（補償）請求、未払賃金の立替払等に係る相談対応や請求勧奨のための巡回指導、（iii）膨大な件数の遺族（補償）請求に係る支給事務処理への対応、（iv）さらには、復旧工事やがれき処理での労働災害防止、石綿による健康障害防止のための安全衛生指導等、様々な業務に迅速・的確に対応する必要があった。

しかし、岩手・宮城・福島の各労働局では、庁舎等が損壊等の被害に遭い、職員自身やその家族も被災する中、被災 3 局の職員のみで、こうした膨大な業務に対応することは困難であったため、全国の労働局と労働基準監督署から応援職員（厚生労働事務官、労働基準監督官、厚生労働技官）延べ 611 名を現地に派遣し、現地の業務体制を支援した。



労災補償業務の応援職員
（写真は山口労働局職員）